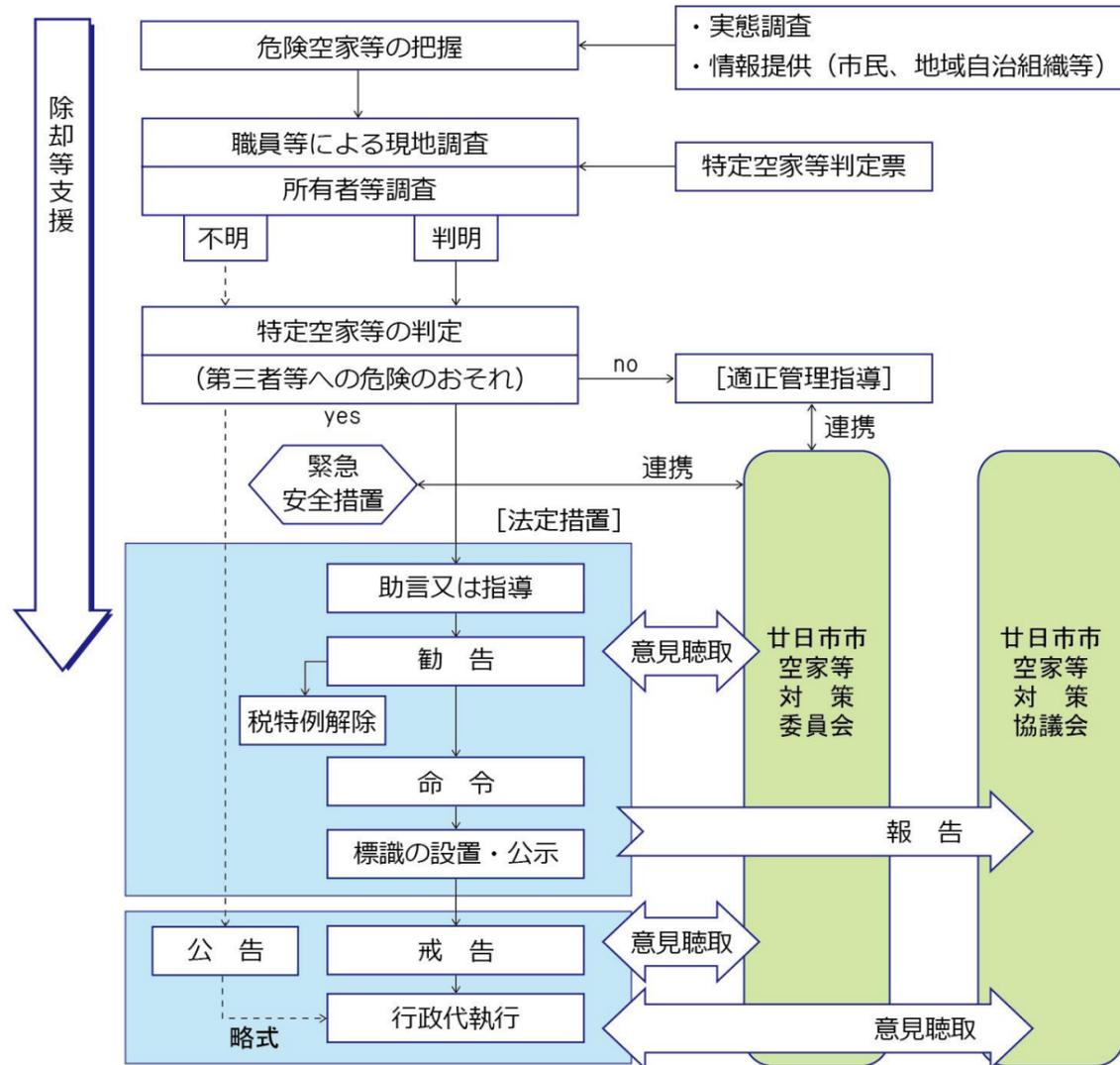


■危険空家等に対する事務フロー



廿日市市空家等対策計画 -空家等を活かした活力あるまちづくり-

- 本市では、今後、人口減少や少子高齢化に伴い空家が増加するものと見込まれ、高齢化の進んでいる住宅団地や中山間地域などにおいては、地域の活力が低下することが懸念されます。
- また、放置された空家、相続未登記の空家が増加すると、地域の生活環境の悪化、空家等対策の困難化などの問題が生じ、活力の低下の助長につながります。
- 市では、こうした課題に対応して、空家等対策を総合的に進めるための計画として、「廿日市市空家等対策計画」を策定しました。
- 本計画に基づいて、空家に関する課題の解決を促進し、市民、地域自治組織、空家等に係る多様な主体との協働により、活力あるまちづくりを進めます。



5 計画の推進方策

- 市の取組体制の充実
 - ・住民等からの相談に迅速に対応するための対応体制の充実
 - ・市の関連施策との密接な連携
- 国、広島県、広島県空き家対策推進協議会等との連携
- 市民、地域自治組織、NPO等との協働
- 法務関係団体、建築・不動産関連事業者、大学、産業関連団体その他の多様な主体との連携
- 計画の進行管理

お問い合わせ先



廿日市市役所 住宅政策課

〒738-8501

広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

電話：0829-30-9187

FAX：0829-31-0999

e-mail：jutakuseisaku@city.hatsukaichi.lg.jp

平成29年11月
廿日市市

1 基本的事項

(1) 計画策定の趣旨

空家等対策に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための方針を定めます。

(2) 計画の位置づけ

空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項に基づく「空家等対策計画」として定めます。

(3) 計画の期間 平成29(2017)～37(2025)年度までの9年間

2 空家等対策の目標

■良好な生活環境の維持と市民の安全・安心の確保

- 空家化の未然防止、所有者等による空家等の適正な管理の促進
- 老朽化等に伴う危険性の除去対策、良好な生活環境の維持等

■空家等の多様な活用によるまちの活性化

- 空家等の流通の促進、地域ニーズに対応した活用、まちづくりに資する活用
- 活力あるコミュニティの形成等

3 対象とする空家等

■空家等対策の対象地区

「廿日市市全域」とします。

■対象とする空家等の種類等

主として「一戸建て住宅」とします。

※空家等の適正管理及び特定空家等への措置は、一戸建以外の住宅、店舗、事務所、工場、倉庫なども含めます。

4 空家等対策の取組方針と具体的な施策

取組方針

① 空家化の予防と空家等の適正管理

- 市民の意識啓発・知識の普及
- 良質な住宅ストックの形成
- 多世代居住等の促進
- 所有者等による適正管理の促進
- 関係部局による情報の共有と連携、空家等のデータベースの整備など

② 空家等の活用の促進

- 関連事業者等との連携による空家等の流通の促進
- 地域課題に対応した、まちづくりに資する空家等の活用
- 地域自治組織、多様な主体との連携による、着実かつ効果的な空家等の活用

③ 危険空家等の解消

- 危険な状態となっている空家等に係る自主的な改善の促進
- 周辺に危険を及ぼす特定空家等に対する法に基づく行政措置の実施

④ 計画の推進体制の構築

- 市の取組体制の充実、国、広島県との連携
- 市民、地域自治組織、多様な主体による連携体制の構築
- 計画の進行管理

具体的な施策

空家化の予防と空家等の適正管理

(1) 市民の意識啓発・知識の普及

- ・意識啓発
- ・空家等に関する知識の普及
- ・空家化の予防のための相談体制の充実

(2) 良質な住宅ストックの形成

- ・住宅の耐震化の支援
- ・住宅の質の向上の支援

(3) 多世代居住等の促進

- ・多世代同居の支援
- ・高齢者等の住み替えの支援
- ・高齢者等の居住の支援

(4) 所有者等による空家等の適正管理の促進

- ・意識啓発
- ・適切な管理の支援
- ・地域自治組織等との連携
- ・関連事業者等との連携
- ・総合的な連携体制の構築

(5) 空家等のデータベースの整備等

- ・空家等の情報収集と把握
- ・データベースの整備等

空家等の活用の促進

(1) 空家等の流通の促進

- ・廿日市市空き家バンク制度の活用
- ・宅地建物取引業者等との連携
- ・空家等所有者等への情報提供、相談体制の充実
- ・借主のニーズに対応した賃貸借の検討・普及
- ・空家等関連事業者との連携

(2) まちづくりに資する空家等の活用

① 住宅団地の活性化

- ・多世代同居の支援
- ・子育て世帯等の居住の支援
- ・高齢者等の住み替えの支援
- ・高齢者等の居住の支援
- ・交流施設としての活用の支援

② 中山間地域等における定住の促進

- ・空家等の情報提供、相談体制の充実
- ・移住者向け空家居住の支援
- ・体験・交流施設等としての活用の支援

③ 町並み景観の継承

- ・町並み景観形成に資する空家等の活用の支援

④ 市街地の環境改善

- ・危険空家等の除却の支援
- ・危険空家等の除却跡地の活用

⑤ 地域商業等の活性化

- ・店舗等としての活用の支援
- ・起業の支援と合わせた店舗等としての活用の支援

(3) 地域との協働による空家等の活用の促進

- ・地域との協働による空家等活用の取組の支援
- ・地域との協働による空家等の活用・流通の支援
- ・地域づくり活動拠点としての活用の支援

(4) 地域における試行的取組

- ・住宅団地における取組
- ・中山間地域における取組

危険空家等の解消

(1) 危険空家等の改善、除却等の促進

- ・相談体制の整備
- ・危険空家等の把握
- ・危険空家等の除却等の支援
- ・緊急安全措置

(2) 特定空家等対策

- ・特定空家等の判定
- ・特定空家等対策に係る実施体制の構築
- ・特定空家等に対する法定措置
- ・廿日市市空家等対策協議会への報告等